

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
自然環境保全活動支援補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日 制定

令和 8 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岐阜市の緑や自然を守り育て、次の世代に引き継ぐため、自然環境保全活動を行っている市民団体に対し、自然環境保全活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象者は、岐阜市自然環境の保全に関する条例（平成 15 年 3 月 31 日条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する自然環境保全活動団体（以下「団体」という。）とする。
2 前項の規定にかかわらず、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた団体は、補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の各号に定める基準に基づき算出した金額とし、予算の範囲内において交付するものとする。
(1) 各団体に対する補助金の額は、年度ごとに 6 万円を限度とする。
(2) 前号の規定にかかわらず、補助金の額は当該補助対象事業に係る年間総事業費の 3 分の 2 を超えない額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、自然環境保全活動支援補助金交付申請書（様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 理事長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、自然環境保全活動支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、速やかに自然環境保全活動支援補助金事業実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 理事長は、補助金の交付を受けた者の事業実績報告書が適正でないと認めた場合には、補助金交付決定通知を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(あて先)
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

団 体 名
代 表 者 名
住 所
電 話 () —

自然環境保全活動支援補助金交付申請書

1 交付申請額 円

2 事業計画

3 収支予算

単位：円

収 入		支 出	
主な内容	予算額	主な内容	予算額
補助金			
計		計	

4 口座振込先

金融機関名 _____ (本店・ _____ 支店)

預金種目 1. 普通 2. 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____

※ 内容が多く記入できない場合は、資料を添付してください。

様式第2号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

自然環境保全活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付申請があった、自然環境保全活動支援補助金については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 金額 円

※ 事業完了後、速やかに自然環境保全活動支援補助金事業実績報告書
(様式第3号)を提出してください

(あて先)
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

団 体 名
代 表 者 名
住 所
電 話 () -

自然環境保全活動支援補助金事業実績報告書

1 事業報告

2 収支決算

単位：円

収 入		支 出	
主な内容	決算額	主な内容	決算額
補助金			
計		計	

3 添付書類 事業活動に要した費用の領収書等の写し

※ 内容が多く記入できない場合は、資料を添付してください。